

- 学校安全の推進に関する計画：各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、国が策定する計画（学校保健安全法第3条第2項）
- 「第3次学校安全の推進に関する計画の策定について（令和4年2月7日中央教育審議会答申）」を踏まえ、令和4年3月25日（金）に閣議決定（計画期間：令和4年度から令和8年度までの5年間）

I 総論

第3次計画の策定に向けた課題認識

- 学校が作成する計画・マニュアルに基づく取組の実効性に課題
- 学校安全の取組内容や意識の差
- 東日本大震災の記憶を風化させることなく今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要性など

施策の基本的な方向性

- 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める
- 地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する
- 全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する
- 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」する
- 学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成）

目指す姿

- 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること
- 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること
- 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

II 推進方策



5つの推進方策を設定し、学校安全に関する具体的な取組の推進と学校安全に関する社会全体の意識の向上を図る

1. 学校安全に関する
組織的取組の推進

2. 家庭、地域、関係機関等との
連携・協働による学校安全の推進

3. 学校における
安全に関する教育の充実

4. 学校における
安全管理の取組の充実

5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

推進方策 1. 学校安全に関する組織的取組の推進

- 学校経営における学校安全の明確な位置付け
- セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れ、学校安全計画を見直すサイクルの確立
- 学校を取り巻く地域の自然的環境をはじめとする様々なリスクを想定した危機管理マニュアルの作成・見直し
- 学校における学校安全の中核を担う教職員の位置付けの明確化、学校安全に関する研修・訓練の充実
- 教員養成における学校安全の学修の充実

推進方策 2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

- コミュニティ・スクール等、学校と地域との連携・協働の仕組みを活用した学校安全の取組の推進
- 通学時の安全確保に関する地域の推進体制の構築、通学路交通安全プログラムに基づく関係機関が連携した取組の強化・活性化
- SNSに起因する児童生徒等への被害、性被害の根絶に向けた防犯対策の促進

推進方策 3. 学校における安全に関する教育の充実

- 児童生徒等が危険を予測し、回避する能力を育成する安全教育の充実、指導時間の確保、学校における教育手法の改善
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実、関係機関（消防団等）との連携の強化
- 幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集
- ネット上の有害情報対策（SNSに起因する被害）、性犯罪・性暴力対策（生命（いのち）の安全教育）など、現代的課題に関する教育内容について、学校安全計画への位置付けを推進

推進方策 4. 学校における安全管理の取組の充実

- 学校における安全点検に関する手法の改善（判断基準の明確化、子供の視点を加える等）、学校設置者による点検・対策の強化（専門家との連携等）
- 学校施設の老朽化対策、非構造部材の耐震対策、防災機能の整備の推進
- 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用
- 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等（学校事故対応に関する指針の内容の改訂に関する検討）

推進方策 5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

- 学校安全に係る情報の見える化、共有、活用の推進（調査項目、調査方法の見直し等）
- 災害共済給付に関するデータ等を活用した啓発資料の周知・効果的な活用
- 設置主体（国立・公立・私立）に関わらない、学校安全に関する研修等の情報・機会の提供
- AIやデジタル技術を活用した、科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進
- 学校安全を意識化する機会の設定の推進（各学校の教職員等の意識を高める日・週間の設定等）
- 国の学校安全に関する施策のフォローアップの実施